

- ✓ 2020年4月、改正健康増進法が全面施行され、受動喫煙対策は**法律によりルール化**されました。
- ✓ オフィスや工場など多くの職場では、原則「**屋内禁煙**」です。  
「屋内」とは、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われている場所をいいます。
- ✓ 喫煙を認める場合は、**受動喫煙を防ぐための要件を満たした喫煙室**の設置が必要です。（加熱式たばこの喫煙を含む。）



20歳未満は立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。



従業員への受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。



違反時の罰則等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

※学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等では、屋内に喫煙室を設置することはできません。

## 喫煙室を設置する場合の要件

- 喫煙室は「たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準」を満たす必要があります。
- 「喫煙室の出入口」と「建物の主な出入口」に**標識の掲示**が必要です。

- ① 入口における室外から室内への風速が0.2 m/秒以上であること
- ② 壁、天井等によって区画されていること（煙が漏れない状態）
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること

（喫煙室の出入口）



（建物の出入口）



## 受動喫煙対策に関する相談窓口

担当窓口	管轄地域	電話番号
小豆総合事務所 保健福祉課	土庄町・小豆島町	0879-62-1373
東讃保健福祉事務所 健康福祉総務課	さぬき市・東かがわ市・三木町・直島町	0879-29-8250
中讃保健福祉事務所 健康福祉課	丸亀市・坂出市・善通寺市・綾歌郡・仲多度郡	0877-24-9961
西讃保健福祉事務所 健康福祉総務課	観音寺市・三豊市	0875-25-3082
高松市保健所 保健予防課	高松市	087-839-2860



詳しくは厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙。」

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp> \* 標識例のデータもダウンロードできます。



## 国による各種支援

受動喫煙対策を行う際の支援策として、喫煙室の設置などにかかる財政支援制度が整備されています。職場で受動喫煙対策を行う際の相談支援事業も行われています。

### 受動喫煙防止対策助成金

中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

【お問い合わせ】香川労働局労働基準部健康安全課 電話 087-811-8920

※上記助成金の対象とならない生衛事業者の方へは「生衛業受動喫煙防止対策助成金」が設けられています。

【お問い合わせ】全国生活衛生営業指導センター 電話 03-5777-0341

### 受動喫煙防止対策に係る相談支援

職場で受動喫煙防止対策を行うにあたって発生する悩みについて、専門家が相談に応じます。

【お問い合わせ】日本労働安全衛生コンサルサント会（令和2年度事業受託事業者） 電話 050-3537-0777



詳しくは厚生労働省「職場における受動喫煙防止対策について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/)

